

品川区同和対策協議会設置要綱

昭和55年 6月 6日 区長決定

平成11年 3月10日 一部改正

平成13年 4月 2日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

(設置)

第1条 区内の同和問題の改善を図るため、品川区と部落解放同盟東京都連合会品川支部とが協議を行うことを目的として、品川区同和対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 同和問題の調査および研究に関すること。
- (2) 同和問題の連絡調整に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、会長および委員で組織する。

(会長)

第4条 会長は、総務部長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 品川区の部長（品川区保健所長、品川区清掃事務所長および教育次長を含む。）の職にある者
- (2) 部落解放同盟東京都連合会品川支部が指定する者10人

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 特別の事項を調査または審議させる必要があるときは、協議会の決定により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が協議会に諮って指名する者とする
- 3 その他専門部会について必要な事項は、協議会が定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和 5 5 年 6 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。